

(関係機関からの質問及び回答)

■設問1 ■

日常生活自立支援事業（あすてらす）と連携した事例や相談などで関わった事例についてお聞かせください

【老人福祉施設協議会】

ご家族で関係が複雑で、義子から自分の財産を守って欲しいとのことで、締結して、金銭管理をお願いしている。

【栃木労働局】

・55歳 知的障害者（B1）作業能力の低さから安定した就業を継続できない。さらに金銭管理ができないことから、支払能力を超える借金をしてしまう。当初は障害者相談支援事業所が金銭管理について助言していたが、借金を繰り返すことから、財産（金銭）管理を「あすてらす」に依頼 本人の手元に多額の現金等を置かないこと。「あすてらす」で残額等を管理することにより短期間に全額を消費することを回避。ただし、本人の理解度の問題から、何回か借金を繰り返すことはある。そのため、問題があった際は、関係機関が集まり今後の方策を話し合う。就労面はハローワークが担う。

【地域包括・在宅介護支援センター協議会】

・地域包括・在宅介護支援センター協議会として直接あすてらすと連携することはないのですが、地域包括支援センターとしては、判断能力が徐々に低下してしまい、支援が必要となった高齢者へサービス内容などについて一緒に訪問していただき、説明していただいております。当人としては、まだ利用はしないでよいという判断により契約には至っておりませんが、今後支援が必要になった場合にはよろしくお願ひいたします。

【精神保健福祉士協会】

・あすてらす利用開始後、累積金が貯まってしまい利用事業所での管理が困難となつたが、あすてらすに相談し、金融機関を利用することができるようになり大変助かった。

■設問2 ■

あすてらすの現状における問題点や改善点についてお聞かせください

① 【栃木労働局】

支援対象者が生活を維持していく中で、一番の要となる金銭管理・契約管理、支援を「あすてらす」が担当していただいていることで、他の関係機関は、就労支援・生活支援に集中でき効果的な支援に取り組むことができている。

今後「あすてらす」を利用している方で、就労を希望されている方、就労の可能性が高い方についてはハローワークへ誘導をお願いいたします。

② 【老施協】

認知症の進行や身体機能が低下して文字が書けなくなった場合、自筆のサインが書けなくなったら、金銭受領サインはどうなるのでしょうか。



金銭受領サインは払戻した金銭を本人に渡したことの証明となるため、できるだけ本人に自筆して頂くようお願いしています。本人が記入したことが重要なので、名前だけ、頭文字だけでも本人が記入するよう依頼しています。それでも難しい場合は、支援者、立会人等複数人で受領の確認をして頂きます。

③ 【精神保健センター】

対象となる方についてお聞きしたい。判断能力が十分でないが、本事業との契約能力を有する方とは



対象者は、認知症の診断や療育手帳等は必須ではありませんが、認知症、知的障害、精神障害等精神的な障害を起因として、判断能力が低い又は十分ではないことが必要です。

また、「あすてらす」は、利用者と社協との契約により成立するため、本事業の契約内容について理解し、契約の意思を表示できる程度の能力を有している方が対象になります。契約の内容を理解しているか、契約の意思があるかは、利用前に「契約締結ガイドライン」に基づき判断します。

④ 【地域包括・在宅介護支援センター協議会】

市町ごとの人口比に対する契約件数に偏りがあり、県内において均一にサービスの提供が行われているか確認が必要なのではないかと感じます。

一方で、地域包括支援センターが住民を対象に実施する地域包括ケア会議で、あすてらすの利用について取り上げたことがあるのですが、重要なサービスだからこそ利用開始までの手続きが慎重に行われることに対して理解を示す方が多かったです。また、利用が必要と思われる方に対し、情報提供などを行っても、契約までに至る件数が少ないとことに対しても理解を示す方が多かったです。

↓

契約件数については、日常生活自立支援事業は今年度から全市町社協方式へ移行を開始し、来年度に県内全市町社協での実施体制が整備される予定ですので、住民に身近な窓口で相談ができ支援も受けられる体制が整ってから、課題を整理していきたいと考えています。

契約に至るまで、設問2③にある「契約締結ガイドライン」を基に、契約能力や意思を確認し、契約を行うため、契約までに時間がかかったり、契約に至らないケースもあります。

⑤ 【精神保健福祉士協会】

社協職員達はコロナ禍による貸付等他の事業をしながら新規相談を相当数受けており、非常にひっ迫している事がうかがえた。無いとは思われるが、込み合っている、新規面接機者が多数だからとの理由で制度利用を希望される方が断られることがないよう、各社会福祉協議会においては十分な人員配置をお願いしたい。

↓

社協では昨年度から新型コロナウイルスに関連した特例貸付を実施しており、職員が貸付と権利擁護の業務を兼務で実施するケースも見られます。長寿化や世帯構成の変化に伴う本事業利用希望者の増に加え、コロナに伴う社会情勢の変化、困窮支援のニーズも多くなり、住民からの多様化・複雑化したニーズがより深刻化した状況で把握され、これに対して社協組織全体での対応を続けているところです。

御指摘のとおり、他の業務の状況を理由に権利擁護の支援を受けられないことはあってはならないですが、一方で新たなニーズに対する支援も喫緊の課題であり、その対応については社協の努力だけで解決できない状況にあります。関係機関の皆様のご意見をいただき連携しながら、地域全体の課題として捉え、考えていきたいと思います。

⑥ 【精神保健福祉士協会】

後見人制度利用はコストと時間を要しハードルが高い。身寄りがいない場合等に首長申立てにすると必要書類も多いことから、後見制度の利用をあきらめ、あすてらすに依頼するが多くなってしまうが、あすてらすは順番待ちが多く、こちらもなかなか利用できなくなってしまっており、結果的に必要な福祉サービス等を利用しにくくなっているとともに、福祉サービス提供者の善意で金銭管理をせざるを得ないケースが多い。

後見等は財産保全が主体の権利擁護となっており、意思決定支援に後見人等に関与してもらうことが難しいと感じることがある。

↓

本来、後見制度の利用があすてらすの利用かについての判断は、本人の判断能力の状態、本人の生活や財産の状況、想定される後見業務などで総合的になされるものと考えます。

一方で、いただいた御意見のように後見制度やあすてらすにうまくつなげられずに、本人を直接支援しているヘルパーやケアマネジャー等が緊急的に金銭管理を行っているという実態はあるようです。しかしながら、本人の直接的な支援者による金銭管理は利益相反関係となる恐れがあるとともに本人の権利擁護が見えにくい状況を作り出しまい、結果として、支援者の善意が裏目に出てしまうという事態にもなりかねません。直接的な支援者による金銭管理はあくまでも緊急的かつ一時的として、同時進行的に行政、支援関係者間で連携し、適切に後見制度等への利用を支援しなければならないものです。

成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の構築を目指して、市町行政が責任主体として整備をすすめています。同ネットワークでは、権利擁護の支援を必要とする人が必要な時に適切に支援が受けられるよう支援機関で連携できる体制であり、本会としても県下の各地域で整備されるよう市町行政、市町社協とともに促進していく所存です。

また、御指摘のとおり、これまでの後見制度は、財産保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点に欠けるなどの硬直性が指摘されていました。先の計画では、「後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう意思決定支援のあり方についての指針」の策定を検討するとし、昨年「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が示されたところです。

地域連携ネットワークにおいて、後見人をはじめ、支援関係者らでつくるチームによる「意思決定支援」を重視した支援体制が構築できるよう、関係機関、専門職の方々からのお力添えをいただけたら幸いです。

⑦ 【リーガルサポートとちぎ支部】

昨年と同様の質問となります。昨年いただいた回答から地域によって日常生活自立支援事業の利用がすぐにはできず、利用待ちの状態が存在することでした。昨年は5社協にて待機者が存在することでしたが、今年度（令和3年10月時点）において、利用待ちの状況は如何でしょうか。また各社協にて待機者が存在する場合、待機者の人数を教えていただいてもよろしいでしょうか。加えて本件について、昨年と比べて改善された点と引き続き検討課題となっている事項についても併せてご教授ください。



令和3年10月時点で、6社協30人（宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、下野市、芳賀町）他の15社協は待機者なし。

本事業は今年度から来年度にかけて全市町社協方式への移行を予定しています。今年度は8市町社協にて新たに本事業を実施したため、旧基幹的社協にて負担減となり、待機の発生や待機者数を抑えることができました。次年度においても4町社協での実施を予定していることから、未移行の基幹的社協において同様の効果が期待されます。

検討課題は、契約業務を進めても、それ以上に希望者が増え、恒常的に待機者が存在する市町社協の対応です。そのような市町社協では、権利擁護業務に携わる人員が十分でないことも考えられます。このことについては設問2⑤のとおり、関係機関の皆様のご意見をいただき連携しながら、地域全体の課題として考えていきたいと思います。

⑧ 【銀行協会】

- ① 各市町社協によって、あるいは支援員さんによるのかもしれません、極力1枚の伝票で合計金額を出金していただきたい。
- ② あすてらすの契約先の中で出入金の移動がないケースが見られ、契約解除をしている場合には、解約手続きをお願いしたい。



① 市町社協によって、出金の内訳を利用者に説明し、理解しやすくするため、出金する内訳ごとに払戻伝票を作成しているようです。

一方で、銀行におけるペーパレス化やコロナ禍で現金取引の縮小が進む中でも、窓口での取引が継続できるよう、市町社協に利用者への説明や支援方法の工夫について周知して参ります。

② 本件については、市町社協に周知し、適正に手続きを進めるよう周知して参ります。

■設問3 ■

会議で協議したい事項、貴機関から周知したい情報、事業への質問等がありましたらご記入ください

【リーガルサポートとちぎ支部】

昨年と同様に、会議の議題から逸れてしまい恐縮ではありますが、引き続き問題意識の共有をしたいと思います。

昨年頂いた回答にて、宇都宮市の社協法人後見について、担当者の方が大変苦労されていることは理解致しました。また私達、成年後見人受任者団体と共に問題意識を抱えているであることも想像いたします。その上で、昨年と本年にて改善された部分と引き続き検討課題とされている事項について、それぞれご回答ください。

逆に、これらを改善するため、私達の団体において出来ること、私達に対して要望する事項がございましたら、お願い致します。

↓

宇都宮市社協の状況は日常生活自立支援事業と法人後見事業の担当が同一者であり、日常生活自立支援事業の業務改善・負担軽減が法人後見業務の推進に繋がるため、昨年に引き続き日常生活自立支援事業の業務改善・負担軽減に取り組んでいます。

本会が確認したところ、12月から職員を増員し、専門員が業務に専念できるよう改善に取り組んでいます。また、市町社協方式移行の引継ぎを行い令和4年度からの上三川町社協での実施体制が整いつつあるため、設問2⑦のような効果が見込まれます。

後見業務については、受任だけでなく、社協として市民からの相談に応じたり、依頼に応じて病院等関係機関の調整等を行っています。また、受任中の案件で対応しなければならない業務に注力する必要があるため、新規の受任を増やすまでに至っておりません。

受任当初は紛争性がなかったケースでも、後に相続等が発生し、法律的な手続きの比重が増えるケースがあることから、社協が受任するケースにおいて、法律の専門職の方に具体的な手続きについて何らか連携して対応できないか、ご検討いただけたと幸いです。

【社会福祉士会】

各市町で日常生活自立支援事業が開始されているようだが、利用者はどのくらい増加しているのか、また利用相談から利用開始までの期間はどれくらい必要か。以前よりも短くなったのか。

↓

【資料No.1】によるとおり昨年末の利用者数は1,041人、今年度は10月末時点で1,028人で推移しています。利用開始までの期間については、設問2④によるとおり個々のケースによって異なるため、特段把握しておりません。

【消費生活センター】

高齢者・障害者の消費者被害防止についての資料配布・情報提供をさせていただきたい。



別添「出前講座の希望団体を募集中」の資料を提供いただきましたので、ご活用ください。

